

第5章 筑後国府跡の現状と課題

本章では、第6章以降の筑後国府跡の保存活用の基本理念、基本方針および具体的な取組を検討するために、筑後国府跡の現状と課題について、保存管理、活用、整備および運営・体制の4つの観点で整理する。

第1節 保存管理に係わる現状と課題

1. 現状

(1) 史跡指定地

筑後国府跡では平成8年(1996)の国史跡の指定を受けて以来、史跡指定地の公有化事業を継続するとともに、三度の追加指定を行った。その結果、指定面積は42,206.12㎡となり、その内36,365.07㎡の公有化を完了し、公有化率は86.16%となっている。

残りの民有地では指定以来20年以上が経過し、所有者が代変わりしている土地もあるが、専用住宅や畑、宗教施設等として利用継続されている。また、公有化を完了した土地については、環境整備を実施した前身官衙地区を除いて未整備であるため、そのほとんどが従来の土地利用形態を留めている。これに加えて、史跡指定地は道路や水路なども介在し、地表面の起伏が激しい状態となっている。

(2) 史跡指定地外

史跡指定地外に目を向けると、保護を要する範囲とその他の範囲は埋蔵文化財包蔵地となっている。昭和50年代以降に増え続けた各種開発は、近年減少傾向にあるものの、当該地は住宅建築や造成工事等に先立つ埋蔵文化財の有無についての照会が多い地域である。

用途地域的に見ると、当該地は概ね第1種中高層住居専用地域に該当している。現在は個人住宅や2・3階建共同住宅が密集し、合川校区コミュニティセンター、児童福祉施設、教育施設、事業所などが散在している。

(3) 発掘調査

これらの建築物等の開発行為に先立つ調査や、史跡内容確認調査などを要因として、筑後国府跡での発掘調査を実施してきた。令和元年(2019)7月現在で293次を数え、横道遺跡で12次、大鳥井遺跡で1次、計306次にわたる調査を行った。調査面積は、全体の10分の1にあたる約107,000㎡を測る。加えて、文献史料や遺物の科学分析などの関連諸分野との連携を図るとともに、平成27年度からは、国庫補助を受けて、筑後国府跡に関する発掘調査成果の再精査を行っている。結果、前身官衙の成立と政庁の三遷、国司館を含めた中枢施設の構造などが判明するとともに、諸施設が面的に分布し、都市的空間を形成していたことが明らかになりつつある。

2. 課題

(1) 史跡指定地

民有地は、専用住宅や畑として利用継続され、改築や修繕等に際し、遺構が破壊される可能性がある。また、所有者が代変わりしている土地もあり、現状変更行為に関する正確な情報が共有されていない恐れもある。

公有地は、そのほとんどが未整備のままであり、遺構を保護する盛土や排水処理等の保存環境が十分ではない。今後、整備に伴う現状変更が予定される。

(2) 史跡指定地外

史跡指定地外は、マンション建設をはじめとする新築・増築等の開発行為により筑後国府跡を取り巻く景観が大きく変化する可能性について考慮しておく必要がある。また、保護を要する範囲だけでなく、その他の範囲においても本質的価値を構成する遺構が確認された場合の対応等について検討しておく必要がある。

(3) 調査研究

史跡指定地においては、今後、計画していく整備とその精度向上に資するために、発掘調査を含む調査研究の充実が求められる。

史跡指定地外においても同様に、さらなる研究の深化と新たな価値評価につなげることも意図し、今後も発掘調査を含む調査研究を継続していく必要がある。

第2節 活用に係わる現状と課題

1. 現状

出前講座や発掘調査の現地見学会に加えて、体験発掘・展示会・ウォーキングなど、広く一般層を対象に実施しており、学校教育との連携にも取り組んできた。

筑後国府跡に関する出前講座は平成14年(2002)以降、計15回を実施しているが、合川校区での利用は3回と少ない。現地説明会は昭和59年(1984)から平成25年(2013)の間に33回・38地点で開催され、体験発掘は平成21年(2009)に行っている。

また、展示会については、埋蔵文化財センターで企画展や速報展を開き、合川校区コミュニティセンター、市民センター、公民館等での出前展示も実施している。これにあわせて、平成22年(2010)から3年間、筑後国府跡ウォーキングを開催している。さらに、平成23年(2011)には、市外への周知も目的として九州歴史資料館で展示を行い、小郡市・大刀洗町の協力の下、筑後国府跡関連遺跡を巡るバスツアーを催した。

情報発信に関しては、市役所や埋蔵文化財センターで、「歴史散歩」、「筑後国府通信」、「合川校区文化財マップ」などの印刷物を無料配布している。また、平成27年(2015)から国庫補助事業として取り組んでいる筑後国府跡の再整理事業の成果を活かし、「史跡筑後国府跡ガイドブック」や「筑後国府跡ガイド・散策マップ」を刊行した。なお、これらの印刷物は市公式ホームページを利用して、発掘調査速報とあわせてデジタルデータとして提供している。

2. 課題

学校教育との連携を図っているものの、いまだ十分とは言えない。児童・生徒・学生向けの教育媒体や機会が少なく、筑後国府跡が地域学習の題材として積極的に取り上げられていない。また、社会教育においても、近年は筑後国府跡について学び・触れる機会を提供できていない。

発掘調査件数の減少とともに、現地説明会や体験発掘の機会が減少している。近年は展示会等の開催について積極性を欠き、筑後国府跡の周知普及も不十分である。各企画への参加者の多くは歴史に関心を持つ層が主体となっており、特に若年層に対する筑後国府跡の認知度が低いのが現状である。

筑後国府跡周辺の歴史遺産や公共施設等と連携した活用が不十分である。また、史跡単体としての情報発信や紙媒体による周知方法が主となっており、情報を入手したくなる人や入手先も限定的であり、幅広い周知ができていない。

第3節 整備に係わる現状と課題

1. 現状

平成24年度に環境整備を実施した前身官衙地区を除くと、筑後国府跡の土地の現況は宅地、田畑、宗教施設など多様であり、かつ道路や水路が介在しており、未整備の状態が続いている。田畑や土取りのために地下げされた土地などは、地表面から遺構面までの深度が浅い土地がある。

このような土地には、防護柵や車輪止めなどの保存施設を設け、定期的に経年劣化等による修理を実施している。この他の施設としては、国司館地区に筑後国府跡の全体説明を記した説明板と史跡標を1基ずつ設置しているが、案内板は未設置である。説明板は平成28年度に修理を実施した。

また、周辺の住環境の悪化を招かないように、史跡指定地では雑草が繁茂するため4月から10月にかけて、年5回程度の除草作業を行っている。一方で、照明等を設置できていないため、夜間は非常に暗い。筑後国府跡の周辺は交通量も多く、今後合川町の北側と南側の国道を結ぶ都市計画道路が整備されれば、さらなる交通量の増加が見込まれる。

筑後国府跡の周辺に駐車場・駐輪場が整備された場所はなく、過去に現地説明会やウォーキング、合川校区コミュニティセンターでの展示会を実施した際には、公共交通機関を利用してもらうことが多かった。なお、最寄り駅・バス停から史跡指定地まで15分程度を要する。

2. 課題

整備事業の推進に関しては、地区ごとに公有化事業の進捗状況が異なっている。また、面積が広く、財政面からも各地区の整備を一括して行うことが難しい状況である。

保存のための整備が不十分であり、遺構を守るに足る十分な保護層が確保できていない土地が多い。また、筑後国府跡に関する情報を伝える標識や、説明板・案内板が規模や内容に比して著しく少ない。

活用のための整備については、道路や水路によって遺構が分断されるため、有機的な関連性

が希薄になっている。また、早期整備を望む地域の声に対応できていない。筑後国府跡へのアクセスも悪い。

筑後国府跡の周辺については、住宅や教育施設も立地しているが、照明等を設置できていないため夜間は非常に暗い。また、未整備の状態が長く続き、雑草の繁茂や害虫の発生など周囲の住環境を阻害する恐れがある。

第4節 運営・体制に係わる現状と課題

1. 現状

現在、史跡指定地の公有地については本市が管理を行っている。史跡指定地の民有地については、土地の所有者や占有者が実際に管理している。

国有地・市道・上下水道などの社会インフラは、関係機関、関連部局と調整を行いつつ、管理を実施している。特に、現在、史跡指定地に隣接して都市計画道路の整備が進められていることから、本市の都市建設部との情報共有は重要である。

また、筑後国府跡の保存管理や調査等に当たっては、文化庁や県文化財保護課に指導・支援を受けるとともに、大学や研究機関、有識者等の協力・助言も適宜得ている。

2. 課題

文化財保護法に基づく史跡の管理団体（以下、「管理団体」）指定を目指しながら、筑後国府跡の重要性を市民や地域住民等と共有し、協働して筑後国府跡の活用の充実に取り組んでいくことが求められる。

本市庁内においては、都市づくりや、教育・文化振興・観光・健康づくり等との連携が不足している。また、市文化財保護課内において、保存管理の面だけでなく、活用、整備も含めて、適正に進めていくための人員も不足している。

庁外の関係機関については、国・県との調整や支援は必須であり、研究機関等の協力も不可欠であることから、より一層の連携強化を図る必要がある。